

青森県薬局機能情報提供制度追加報告事項記載要領

追加報告事項に関する情報の記載要領は、以下のとおりである。

なお、情報は12月31日時点とし、「1 薬剤師不在時間の有無」については、報告後に変更があった場合には、速やかに変更の報告を行うこと。

1 薬剤師不在時間の有無

薬局開設許可申請書又は変更届において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

なお、当該事項に変更があった場合は、速やかに変更の報告を行うこと。

2 業務内容、提供サービス

(1) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数（常勤・非常勤にかかわらず実数）を記載する。ただし、研修修了証の有効期限が切れている場合は人数に含まない。

(2) 薬局の業務内容

ア 薬剤服用歴管理の実施

(ア) 薬剤服用歴管理の実施の有無

薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

(イ) 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無

薬歴の管理について、電子化を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

イ 薬剤情報を記載するための手帳の交付

(ア) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

お薬手帳*の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

※お薬手帳とは、調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳

(イ) 薬剤情報を電磁的記録により記載するための手帳を所持する者の対応の可否

「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の「第2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第3 運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

(3) 地域医療連携体制

ア 医療連携の有無

(ア) プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

プレアボイド*事例収集・共有の取組に参加し、事例の提供を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

また、当該項目に該当する取組として、3(1)イの薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけでなく、前年1年間（1月1日～12月31日）に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」として差し支えない。

※ プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction（薬による有害事象を防止・回避する）という言葉に基づいた造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益（副作用、相互作用、治療効果不十分など）を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では、医療機関だ

けではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。

(イ) プロトコルに基づいた薬物治療管理 (PBPM) の取組の有無

医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域で PBPM^{*}を導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

※PBPM (Protocol Based Pharmacotherapy Management) とは、「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと」であり

(ウ) その他の取組

(ア) 及び (イ) の他に、医療連携の取組 (地域の医療機関等が連携した薬剤の使用に関するフォーミュラリーを導入する取組等) を実施している場合は、その取組内容を記載すること。

イ 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

薬局が所在する地域の地域医療情報連携ネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

ウ 退院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師又は薬剤部や地域医療 (連携) 室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

エ 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関 (医師) に提供する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

3 実績、結果等に関する事項

(1) 医療安全対策の実施

ア 副作用等に係る報告の実施件数

前年 1 年間 (1 月 1 日～12 月 31 日) に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 68 条の 10 第 2 項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載する。

イ 医療安全対策に係る事業への参加の有無

薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。

(2) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、前年 1 年間 (1 月 1 日～12 月 31 日) に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載する。

(3) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議 (行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。) その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

前年 1 年間 (1 月 1 日～12 月 31 日) に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載する。

また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まないこと。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、1 回として計上すること。

(4) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

前年 1 年間 (1 月 1 日～12 月 31 日) に、患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関 (医師) に提供した回数を実数で記載する。

なお、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。